

Ⅱ. 解説

〔 1. 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択〕

1 しんごんしょうみょう 真言 声 明

（１）記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の概要

声明は、仏教の経文を音楽的に歌唱するもので、初めはインドに興り、中国を経て、6世紀から7世紀頃に我が国に伝来したとみられている。日本の声明は、中国仏教と共に伝わった中国の梵唄ぼんばいが源であり、狭義には漢訳經典中の韻文などに旋律を付したものをいうが、今日では日本語による和讃わさんや講式こうしきなども含めた仏教音楽の総称とすることが多い。

声明曲には、東大寺大仏開眼供養会に唱えられた唄ばい、散華さんげ、梵音ぼんのん、錫杖しゃくじょうのほか、天台・真言両宗の儀礼の拡充整備の進展とともに10世紀以降に作られた日本語による讃歎さんたん、教化きょうけ、和讃ひょうびやく、表 白ろんぎ、講式や、特有の節回しで問答を行う論義等がある。中でも講式や論義、和讃等の旋律構造や記譜法、唱法等は平家や謡曲、各種浄瑠璃などに大きな影響を与え、声明は日本音楽の源流ともいわれている。

国は、真言声明を昭和30年及び同53年に記録作成等の措置を講ずべき無形文化財に選択し、真言宗南山進流なんざんしんりゅうの岩原諦信いわはらたいしん、真言宗豊山声明ぶざんの青木融光あおきゆうこうによる歌唱記録を作成したが、教授法や唱法、博士の解釈等の記録や、近年復活された声明曲の音声記録の作成も求められている。

以上のように真言声明は、我が国の音楽の変遷の過程を知る上に貴重なものであるが、その記録が不十分であることから、記録作成等の措置を講ずるものである。

（２）関係技芸者

氏 名 こじま ゆうしょう 孤嶋 由 昌

生年月日 昭和16年3月6日（満84歳）

住 所 東京都小金井市



(真言声明の海外公演の様子)